

収入の認定

地域福祉課 生活保護G 森島

収入認定の定義

収入認定: 法が保障する生活水準に対して、資産その他その世帯において自力で賄い得る経済能力がどの程度あるかを測定すること。

収入認定額 ←対比→ 最低生活費 ... 保護の要否、程度を算定

○収入認定についてのイメージ

最低生活費		収入認定		保護費
-------	--	------	--	-----

10万円	－	5万円	=	5万円
------	---	-----	---	-----

10万円	－	15万円	=	不要
------	---	------	---	----

1 収入に関する申告及び調査について

(1) 申告を行わせるタイミング

- ① 保護の開始又は変更の申請時
- ② 収入に関する定期又は随時の認定を行うとき
- ③ 収入に変動のあることが推定又は予想されるとき

(2) 被保護者に申告の要領、手続き等を理解させ、自主的な申告を励行させること

(3) 収入申告は書面で行い、挙証資料があれば必ず添付すること

(4) 収入の認定に当たっては必要に応じて調査を行い、収入源について直接把握すること

- ① 給与証明書の添付、訪問調査活動等による実態把握等による内容審査。
- ② 疑問が生じる場合は、関係先照会。
- ③ 不正又は不当な収入申告については、所要の指導指示、保護費の返還等の措置。

○法第61条(届け出の義務)

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

2 収入額の認定の原則

【問1】働いてないから申告はいらない？

収入の申告は必ず必要

- ・就労可と判断されている世帯であれば収入の有無に関わらず毎月必要
- ・就労不可とされている世帯であっても12ヶ月ごとに必要

3 認定指針

(1) 就労に伴う収入

① 勤労収入

ア 基本給、超過勤務手当、交通費等収入総額を認定。

イ 勤労収入については、挙証資料を徴すること。(給与証明書・給与明細書)

ウ 賞与はあらかじめ支給時期を調査し、全額を支給月の収入として認定。(適当でない場合には賞与支給月から引続く6か月以内で分割認定。)

② 農業収入

③ 農業以外の事業(自営)収入

④ その他不安定な就労による収入

(2) 就労に伴う収入以外の収入

① 恩給、年金等の収入

実際の受給額を、原則受給月から次回の受給月までの各月に分割して認定。

② 仕送り、贈与等による収入

③ 財産収入

④ その他の収入

3 認定指針

(3) 収入として認定しないものの取扱い

原則...最低生活の維持に充て得る金品は、すべて収入認定。しかし、自立助長の観点・社会通念上適当でない場合も。

収入認定除外の取扱い

<収入認定の除外対象となり得る主なもの>

- ① 冠婚葬祭の祝儀香典、慈善的金銭等
- ② 弔慰金等
- ③ 福祉的給付金等
- ④ 自立更生のために使われるもの

【問2】たばこ等の嗜好品を貰った場合、収入認定しない？

たばこは基本的に認定しません

- ・嗜好品や被服、衛生用品、家具什器、燃料等の場合には基本的に認定はしない
- ・あまりにも高額、多量で資産として活用可能性がある場合には検討を要する

※別冊問答集問8-29

【問3】仕事上のお歳暮は必要経費？

必要経費として認められていません

限度や効果の測定が難しく、現在のところ認められていない
※別冊問答集問8－18参照

3 認定指針

(4) 勤労収入を得るための必要経費(実費控除)

- ① 勤労収入…社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等
- ② 農業収入…小作料、肥料代、種苗代、薬剤費等
- ③ 事業収入…店舗の家賃地代、原材料費、仕入代、運搬費等

(5) 勤労に伴う必要経費

① 基礎控除

働く→生活需要増加 … 補填することにより、労働力の再生産、勤労意欲の助長。
基礎控除に対応する収入額 = 諸経費のすべてを控除する前の給与総収入額。

② 新規就労控除

ア 中学、高校卒業後新たに就職する場合、職場に適応するまでの間、身の回り品の確保等特別な需要があることからこれに対応するとともに、卒業後も世帯に残って家計を助けて働いている者の勤労意欲を助長しようとするもの。

イ 入院その他やむを得ない事情のため長期間就労できなかった者が継続性のある職業についてした場合も適用。

③ 20歳未満控除

ア 将来の自立生活のための教養その他、健全な生活基盤を確立するための特別需要に対応するもの。(勤労意欲の助長、本人及び世帯員の自立意欲を助長)

イ 単身者や配偶者等と独立した世帯を営んでいる場合は適用されない。

3 認定指針

(6) その他必要経費

- ① 就労に伴う子の託児費 ... 就労収入から
- ② 貸付資金(自立更生に充てるものとして収入認定除外されたもの)の償還金
... 貸付資金により得られた収入から(資金によっては世帯の全収入から)
- ③ 健康保険の任意継続保険料 ... 世帯の全収入から
- ④ 国民年金の任意加入保険料 ... 世帯の全収入から

【問4】支給総額10万円、うち通勤手当1万円、 社会保険料1万円の場合

基礎控除額

100,000円 → 23,600円
(支給総額) (基礎控除額)

収入認定額

100,000円 — 23,600円 — 20,000円
(支給総額) (基礎控除) (通勤手当＋社会保険料)

~~= 56,400円~~
(収入認定額)

【問4】支給総額10万円、うち通勤手当1万円、 社会保険料1万円の場合

基礎控除額

100,000円 → 23,600円
(支給総額) (基礎控除額)

収入認定額

100,000円 — 23,600円 — (?円+10,000円)
(支給総額) (基礎控除) (通勤実費+社会保険料)

= ?円
(収入認定額)

現時点では認定できない

【問5】就労に必要な自転車等の購入費は必要経費？

条件付きで認められる

当該職業に必要不可欠な場合であって、社会通念上ふさわしい程度の購入費であり、かつその購入によって収入が増加すると認められるときは、通常、交通費、運搬費等として計上されるべき額の範囲内で必要経費として認定して差し支えない。

※保護手帳391頁

返還金、徴収金等の事務処理

世帯員の増減、収入の増減、経理上の過誤等

遡 及 変 更

※ 遡及変更ができるのは3か月程度（確認月からその前々月分まで）【問答集問13-2】

追加支給

返 納

次回支給月以降に収入充当

戻 入
(地方自治法施行令第159条)

法第80条による返還免除

- 前渡しした保護金品を消費し、又は喪失した被保護者にやむを得ない事由があると認められる。

2 法第63条による返還金(法第63条)

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

- A 保護開始時において保有を容認した生命保険の解約 返戻金
- B 保有を容認できない資産であるが、直ちに処分することが困難なもの(遊休資産等)
- C 第三者行為による損害賠償請求権(交通事故等)
- D 各種年金等の受給権

資力発生時における申告、返還義務等についての通知

資力の活用が可能となった段階(資力発生時とは異なる)

- ・ 換金、入金等の額の確認
- ・ 返還対象額の算定
- ・ 控除額の認定
- ・ 返還額の決定

返還通知・納入通知書の送付

○留意点

(1) 資力の具体的な発生時点

- ① 年金の遡及支給・・・支給開始される日
- ② 自動車事故
 - ア 傷害に係る保険金・・・事故発生日
 - イ 死亡に係る保険金・・・死亡日
 - ウ 後遺障害に係る保険金・・・障害認定日
- ③ 生命保険
 - ア 保護開始時の解約返戻金相当額・・・保護開始日
 - イ 保険金・・・支給事由発生日
- ④ 不動産
 - ア 保護開始時の処分指導・・・保護開始日
 - イ 保護継続中に遊休資産となった場合・・・処分指導をした日
- ⑤ 相続・・・被相続人の死亡日

(2) 返還額の決定

- ① 保護決定実施とは別個の行政行為なので、別途起案し決裁を受けること。
- ② 返還額の決定は、行政不服審査法に基づく審査請求の対象となるので、返還額の決定通知にはその旨の教示をすること。

(3) 返還請求権の行使

返還請求権の行使できる期間は、地方自治法第236条第1項により、5年であること。

※時効中断効のある措置により延長可能

3 法第78条による徴収金(法第78条)

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全額又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

- A 届出又は申告について、口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず、それに応じなかったとき。
- B 届出又は申告に当たり、明らかに作為を加えたとき。
- C 届出又は申告に当たり、特段の作為を加えない場合でも、届出又は申告の内容等の不審について説明を求められたにもかかわらず、これに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

不正受給額の確認
徴収額の決定

徴収通知・納入通知書の送付

63条と78条の適用基準

【63条】

収入の届出や申告が遅れたことにやむを得ない理由があり、不正受給の意図がなかったことが明らかでない場合や、本人ですら予想し得ないような収入で、入金を知らなくて知った時点で報告があった場合等

【78条】

届出や申告について指示していたにもかかわらず応じない場合や、明らかに作為を加えた報告をした場合、または報告内容に不審な点があるにもかかわらず説明を求めても応じなかったり嘘をついたりした場合

長時間ご清聴
ありがとうございました。